

横浜市立並木中学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 20 日策定

平成 28 年 11 月 30 日改定

平成 30 年 2 月 19 日改定

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは「児童生徒等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

(3) いじめを防止するための基本的な方向性

- ア いじめを未然に防止するために、豊かな人間関係の構築と自己肯定感の育成を図る。
- イ いじめを早期に発見し、早期に対応するために、いじめを見逃さない教育相談体制の充実と教職員の資質向上を図る。
- ウ 「いじめは絶対に許さない」ために、保護者や関係機関等との連携強化を図る。

2 学校いじめ防止対策委員会の設置

(1) 委員会の構成員

「いじめ防止対策委員会」

校長、副校長、学年主任、生徒指導部長、生徒指導専任、養護教諭

※必要に応じて学級担任及び学年所属、心理や福祉等の専門家の参加を求める。

（スクールカウンセラー、ソーシャルスクールワーカー「SSW」等

(2) 委員会の運営

- ア 「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的を開催する。
- イ いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ウ 校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3) 委員会の活動内容

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担う。また、いじめの未然防止及び早期発見に努めるとともに、いじめを受けていると思われるときは適切かつ迅速に対処する。

3 いじめの未然防止及び早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止に向けた学校の取組

- ア いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえた、いじめの未然防止に取り組む。
- イ 自己肯定感を醸成する授業づくり、集団づくりに取り組む。
(人権教育、道徳教育の推進)
- ウ 並木中生徒憲章を基にした、自らいじめを未然防止する生徒の主体的な取組の支援を行う。

並木中生徒憲章(※一部抜粋)

ひとは一人ひとり違ってあたりまえ。あなたは、わたしにないものをもっている。わたしもあなたにないものをもっている。

☆あなたの持ち味を大切にしよう。 ☆あなたの考えを大切にしよう。 ☆あなたの夢を大切にしよう。

こんなふうに、かけがえのない「わたし」の集まりだから、お互いに認め合い、信じ合い、そして共に高めていこう。

出会った仲間とともに、たった一度の今を生きていこう。出会った仲間とともに、未来を創っていこう。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめの疑いをもって、いじめを積極的に認知するため、早期発見に取り組む。

- ア いじめの定義理解を含む教職員への研修
- イ 日頃より生徒との関わりを密にしたいじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり
- ウ 定期的な教育相談の実施
- エ 定期的なアンケート調査といじめへの解決一斉キャンペーンの実施
- オ インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進
- カ 保護者、地域、関係機関との連携

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの疑いがあった段階で、速やかかつ丁寧に事実確認を組織で行い、「学校いじめ対策委員会」での情報共有および対応方針の決定、記録の保管に努める。
- イ 被害生徒及び保護者への支援、加害生徒及び保護者への指導・支援を行う。
- ウ 犯罪行為として取り扱うものと判断したときには、所轄警察署に報告するなどの連携を図る。

(4) いじめの解消

《いじめの解消の要件》

- ア いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること
- イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

(5) 教職員等への研修

ア 生徒の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修を開催する。（生徒理解研修の推進）

イ 法の確実な運用を行うための研修を開催する。

(6) 学校評議員会、学校・家庭・地域連携事業実行委員会等の活用

いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

(7) 取組の年間計画

| 月 | 取組内容 |
|-----|--|
| 4月 | ・年間計画と重点指導内容等の確認、引き継ぎ ・入学式、学級懇談会（基本方針説明） ・生徒理解研修 ・教育相談 ・家庭訪問 |
| 5月 | ・生活アンケート実施 |
| 6月 | ・生活アンケート実施 ・学・家・地連総会（基本方針説明） |
| 7月 | ・横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い） ・地区懇談会 ・生活アンケート実施 ・保護者面談 |
| 8月 | ・生徒指導専任教諭夏季研修に基づく校内研修 ・あいさつ運動 ・横浜子ども会議（区内学校での話し合い） |
| 9月 | ・生徒理解研修 ・教育相談② ・生活アンケート実施 |
| 10月 | ・生活アンケート実施 |
| 11月 | ・生活アンケート実施 |
| 12月 | ・人権週間、いじめ防止月間の取組 ・あいさつ運動 ・いじめ解決一斉キャンペーン（アンケート、面談） ・保護者面談 |
| 1月 | ・教育相談 ・生活アンケート実施 |
| 2月 | ・生活アンケート実施 |
| 3月 | ・年間の振り返り、新年度への引き継ぎ ・生活アンケート実施 |
| 年間 | いじめ防止対策委員会（月1回・随時） いじめ防止に関わる研修（職員会議、学年会等） |

4 重大事態への対処

(1) 重大事案の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1条においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

(2) 重大事態の報告と調査

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合、直ちに横浜市教育委員会に報告する。同時に「いじめ防止対策委員会」を立ち上げ、直ちに対処するとともに、調査を実施する。その調査結果を再発防止策とともに横浜市教育委員会に報告する。

(3) 生徒・保護者への報告

いじめを受けた生徒や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を速やかに報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA サイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講ずる。

6 参考資料

ア 「横浜市いじめ防止基本方針」（平成29年10月改定）

イ 「いじめ防止等のための基本的な方針」（文部科学省 平成29年3月14日改定）